



三重県公報

令和2年6月30日（火）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
43	三重県主要農作物種子条例	(農 産 園 芸 課)	4
44	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	7
45	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例	(畜 産 課)	8
46	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	10
47	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	(同)	14
48	みえこどもの城条例の一部を改正する条例	(少 子 化 対 策 課)	16
49	三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例	(地球温暖化対策課)	17
50	三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例	(ぐ ら し ・ 交 通 安 全 課)	18
51	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	19
52	三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	(県 議 会)	21
	規 則		
58	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	22
59	みえこどもの城条例施行規則の一部を改正する規則	(少 子 化 対 策 課)	22
	病院事業庁管理規程		
9	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	22

公布された条例のあらまし**◎ 三重県主要農作物種子条例（条例第 43 号）**

- 1 本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与するため、主要農作物の種子の生産等について必要な事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 9 月 1 日から施行することとしました。

◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）

- 1 職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事したときの試験防疫業務手当の特例に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）

- 1 家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日及び令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）

- 1 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、自動車税、個人県民税、不動産取得税等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 3 年 1 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ みえこどもの城条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、みえこどもの城の施設等の利用に係る料金の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）

- 1 三重県環境学習情報センターの施設運営の効率化を図るため、開館時間及び休館日についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例（条例第 50 号）

- 1 三重県交通安全研修センターの施設運営の効率化を図るため、休館日についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 51 号）

- 1 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に鑑み、使用料についての規定を整備するとともに、三重県立こころの医療センターの診療科目に脳神経内科を加えることとしました。
- 2 この条例は、公布の日及び令和 2 年 10 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずることとしました。
- 2 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしました。

条

例

三重県主要農作物種子条例をここに公布します。

令和二年六月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十三号

三重県主要農作物種子条例

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物の種子の生産等に関し、県等の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 指定種子団体 第七条の規定により知事が指定する団体をいう。
- 三 種子生産者 主要農作物の種子を生産する者をいう。
- 四 種子生産関係団体等 主要農作物の種子の生産に関係する機関及び農業者団体をいう。

(県の責務)

第三条 県は、主要農作物の優良な種子の生産等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(指定種子団体の責務)

第四条 指定種子団体は、主要農作物の種子の需給の把握及び優良な種子の安定的な供給に努めるものとする。

(種子生産者の責務)

第五条 種子生産者は、種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定に基づき指定種苗の生産等に関する基準を遵守するとともに、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に努めるものとする。

(種子生産関係団体等の責務)

第六条 種子生産関係団体等は、県が実施する主要農作物の種子の生産等に関する施策に協力するとともに、県と連携して種子生産者に対して主要農作物の優良な種子の安定的な生産を行うよう指導に努め、並びに種子生産者の確保及び主要農作物の種子の継続的な生産を行うための体制の整備に努めるものとする。

(指定種子団体の指定)

第七条 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを指定種子団体として指定することができる。

- 一 主要農作物の種子の需給の見通しを把握する業務
- 二 主要農作物の種子の生産、供給及び備蓄に関する業務
- 三 主要農作物の種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定種子団体に対する指導等)

第八条 知事は、前条第一項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定種子団体に対し、その業務の改善に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 知事は、指定種子団体が前条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子団体に対し、その業務の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 3 知事は、指定種子団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(奨励品種の決定)

第九条 知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（次項において「奨励品種」という。）を決定するものとする。

- 2 知事は、奨励品種を決定するに当たっては、必要な試験又は調査を行うものとする。

(採種計画の策定)

第十条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「県採種計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、県採種計画の策定に当たっては、指定種子団体に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

(原種及び原原種の生産)

第十一条 県は、主要農作物の原種及び原原種の設置等により、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保を図るため、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

- 2 知事は、県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

- 3 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(種子生産ほ場の指定)

第十二条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(ほ場審査及び生産物審査)

第十三条 指定種子生産ほ場を経営する種子生産者は、種子の品質を確保するため、次に掲げる審査を受けなければならない。

- 一 ほ場審査（指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、開花、穂ぞろい

等の生育状況について知事が行う審査をいう。)

- 一 生産物審査(指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子又は異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。)
 - 2 前項の審査は、種子生産者からの請求により行うものとする。
 - 3 知事は、第一項の審査の結果、別に定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、審査証明書を交付するものとする。
- (種子の生産に係る支援)

第十四条 県は、種子生産者及び種子生産関係団体等に対して、主要農作物の優良な種子生産のために必要な助言及び指導を行うことができる。

(品種の開発)

第十五条 県は、県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発に努めるものとする。

- 2 県は、民間事業者と連携して、需要に的確に対応した主要農作物の品種の開発に努めるものとする。

(在来種の活用)

第十六条 県は、主要農作物の在来種(環境条件に適応し古くから本県で栽培されてきた農作物の品種をいう。)の活用について、技術的支援、情報の提供、助言等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、主要農作物の種子の生産等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に知事が定めている主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を図るための計画であつて、県採種計画に相当するものは、第十条第一項の規定により策定された県採種計画とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として知事が決定しているものは、第九条第一項の規定により決定された奨励品種とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に知事がした指定その他の行為であつて、第十一条から第十三条までの規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

今晨11时左右川十田

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 ～ 7 (略) (試験防疫業務手当の特例)	1 ～ 7 (略)
8 人事委員会規則で定める期間において、職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症に対処するため、人事委員会規則で定める業務に従事したときは、試験防疫業務手当を支給する。	
9 前項の手当の額は、日額四千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和二年二月一日から適用する。
- 2 職員が改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和二年二月一日以後の分として支給を受けた手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年六月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十五号

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

三重県家畜保健衛生所手数料条例（昭和五十二年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
区 分	手数料の額	区 分	手数料の額
一 法第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の検査（法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		一 法第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の検査（法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	
イ 牛の結核検査	一頭につき 二五〇円	イ 牛の結核病検査	一頭につき 二五〇円
ロ 牛のブルセラ症検査	一頭につき 二五〇円	ロ 牛のブルセラ病検査	一頭につき 二五〇円
ハ くり（略）	（略）	ハ くり（略）	（略）
ニ（略）	（略）	ニ（略）	（略）
三 法第八条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（法第四条の二第三項の規定による検査及び法第五条第一項の規定に		三 法第八条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（法第四条の二第三項の規定による検査及び法第五	

よる監視伝染病の 発生を予察するた めの検査を 除く。）、注射、薬浴 又は投薬を行った 旨の証明書の交付 家畜検査証明 書、家畜注射証明 書、家畜薬浴証明 書又は家畜投薬証 明書	一件につき 一五 〇円
よる監視伝染病の 発生を予察するた めの検査を 除く。）、注射、薬浴 又は投薬を行った 旨の証明書の交付 家畜検査証明 書、家畜注射証明 書、家畜薬浴証明 書又は家畜投薬証 明書	一件につき 一五 〇円

附 則

この条例中別表第一の一の項の改正規定は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日から、同表の二の項の改正規定は令和三年四月一日から施行する。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十六号

三重県県税条例の一部を改正する条例

第一条 三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務） 第五十条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、毎年三月十五日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、施行規則第六条の七第一項に規定する申告書（次項において「個人の事業税の申告書」という。）を知事に提出しなければならない。 2 ～ 4 （略） （ゴルフ場利用税の課税免除） 第八十一条 スポーツの振興を目的として三重県及び公益財団法人三重県スポーツ協会が共同して主催する競技会で規則で定める要件に該当するものにおけるゴルフ競技に参加する選手（プロゴルファーを除く。）が当該競技会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合のゴルフ場の利用で知事の認定を受けたものに対しては、ゴルフ場利用税を課さない。 2 （略） 附 則	（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務） 第五十条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、毎年三月十五日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、施行規則第七條に規定する申告書（次項において「個人の事業税の申告書」という。）を知事に提出しなければならない。 2 ～ 4 （略） （ゴルフ場利用税の課税免除） 第八十一条 スポーツの振興を目的として三重県及び公益財団法人三重県体育協会が共同して主催する競技会で規則で定める要件に該当するものにおけるゴルフ競技に参加する選手（プロゴルファーを除く。）が当該競技会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合のゴルフ場の利用で知事の認定を受けたものに対しては、ゴルフ場利用税を課さない。 2 （略） 附 則

(環境性能割の非課税) 第十七条の十二 (略) 2 第百三十一条第一項第一号ロ(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間(次条第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。 第二十七条 (略)	(環境性能割の非課税) 第十七条の十二 (略) 2 第百三十一条第一項第一号ロ(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間(次条第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。 第二十七条 (略)
(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)	
第二十八条 第十六条の二第七項の規定は、法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間について、準用する。	
(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)	
第二十九条 第六十八条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十一条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当	

該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。) は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。		
2	前項の規定の適用がある場合における第六十九条第一項及び第七十一条の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第六十九条第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十一条の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
	から六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
第七十一条の二第二項	六月以内	同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 第二十八条 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第二十九条 法附則第六十条第一項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第三十条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の規定の適用については、同条中「令和十五年」とあるのは、「令和十六年度」とする。 第三十一条 (略)	附 則 第二十八条 (略) 第二十九条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年一月一日から施行する。

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十七号

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成二十七年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税免除又は不均一課税） 第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定める税率によつて課税することができる。 一 事業税法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第	（課税免除又は不均一課税） 第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定める税率によつて課税することができる。 一 事業税法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第

九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第七項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三条又は第四十八条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第七項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三条又は第四十八条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和二年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用する。

みえこどもの城条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十八号

みえこどもの城条例の一部を改正する条例

みえこどもの城条例（平成元年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			
別 表（第十一条、第十五条関係）			
区 分			金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
ク ラ イ	一 般		四〇〇円
ミ ン グ			
ウ ォ ー ル	児 童 生 徒 等		一〇〇円
遊 具 コ ー ナ ー 又 は 映 像 体 感 遊 具			一〇〇円
(略)			(略)
備 考（略）			

改 正 前			
別 表（第十一条、第十五条関係）			
区 分			金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
特 別 遊 具 室 又 は 映 像 体 感 遊 具			一〇〇円
(略)			(略)
備 考（略）			

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十九号

三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例

三重県環境学習情報センター条例（平成十一年三重県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（開館時間） 第十三条 センターの開館時間は、午前九時から午後四時までとする。 2・3 （略） （休館日） 第十四条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。 一 月曜日及び土曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たる場合を除く。） 二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日	（開館時間） 第十三条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時三十分までとする。 2・3 （略） （休館日） 第十四条 センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十号

三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例

三重県交通安全研修センター条例（平成七年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（休館日） 第十三条 研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。 一 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日 二 （略）	（休館日） 第十三条 研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。 一 土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日 二 （略）

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年六月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十一号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
名称及び位置	診療科目	病床数（床）	名称及び位置	診療科目	病床数（床）
三重県立こころの医療センター（津市）	精神科、内科、脳神経科、歯科	精神病床 二四八	三重県立こころの医療センター（津市）	精神科、内科、歯科	精神病床 二四八
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表第三（第十二条関係）			別表第三（第十二条関係）		
区 分	単 位	金 額（円）	区 分	単 位	金 額（円）
一 （略）	（略）	（略）	一 （略）	（略）	（略）
二 一般病床数が二百以上の病院について受けた初診（他の病院又は診療所から紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）及び再診（当該病院が他の病院（一般病床数が二百未満のものに限る。）又は診療所に	一回につき	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第五条第三項第二号に規定する厚生労働大臣の定める金額を基準として病院事業の管理者が定める額	二 非紹介患者の初診（病床数が二百以上の病院について受けた初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）をいう。）	一回につき	診療報酬の算定方法による初診料等の一部負担金を基準として病院事業の管理者が定める額

対して文書に よる紹介を行 う旨の申出を 行っていない 場合及び緊急 その他やむを 得ない事情が ある場合に受 けたものを除 く。					
二 入院期間が 百八十日を超 える入院（厚 生労働大臣が 定める方法に より計算した 入院期間が百 八十日を超え た日以後の入 院（厚生労働 大臣が定める 状態等にある 者に係るもの を除く。）を いう。）	一日につ き	高齢者の医 療の確保に関 する法律並び に保険医療機 関及び保険医 療養担当規則 及び保険薬局 及び保険薬剤 師療養担当規 則（昭和三十 二年厚生省令 第十六号）の 規定に基づき 厚生労働大臣 が定める基準 を基準として 病院事業の管 理者が定める 額	二 入院期間が 百八十日を超 える入院（厚 生労働大臣が 定める方法に より計算した 入院期間が百 八十日を超え た日以後の入 院（厚生労働 大臣が定める 状態等にある 者に係るもの を除く。）を いう。）	一日につ き	高齢者の医 療の確保に関 する法律並び に保険医療機 関及び保険医 療養担当規則 （昭和二十二 年厚生省令第 十五号）及び 保険薬局及び 保険薬剤師療 養担当規則 （昭和二十二 年厚生省令第 十六号）の規 定に基づき厚 生労働大臣が 定める基準を 基準として病 院事業の管理 者が定める額
四 （略）	（略）	（略）	四 （略）	（略）	（略）

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の改正規定 公布の日
- 二 別表第二の改正規定 令和二年十月一日

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布します。
令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十二号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十二年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 9 （略） 10 令和二年七月一日から令和三年六月三十日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項及び前項の規定にかかわらず、一月当たり、千五百円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。	附 則 1 ～ 9 （略）

附 則
この条例は、令和二年七月一日から施行する。

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十八号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則
三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（ゴルフ場利用税に係る課税免除の要件） 第四十一条 条例第八十一条第一項に掲げるゴルフ場の利用について、規則で定める要件は、三重県及び公益財団法人三重県スポーツ協会が共同して主催する競技会の競技としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用料金が、当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して五分の一以上を軽減した額で定められていることとする。	（ゴルフ場利用税に係る課税免除の要件） 第四十一条 条例第八十一条第一項に掲げるゴルフ場の利用について、規則で定める要件は、三重県及び公益財団法人三重県体育協会が共同して主催する競技会の競技としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用料金が、当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して五分の一以上を軽減した額で定められていることとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

みえこどもの城条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十九号

みえこどもの城条例施行規則の一部を改正する規則
みえこどもの城条例施行規則（平成元年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（利用の手続） 第二条 指定管理者は、みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の全天周映画、プラネタリウムによる投影、 <u>クライミングウォール、遊具コーナー又は特別展</u> を利用しようとする者が条例第十六条の規定により利用料金を納付した場合、利用券を交付しなければならない。	（利用の手続） 第二条 指定管理者は、みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の全天周映画、プラネタリウムによる投影、 <u>特別遊具室、映像体感遊具又は特別展</u> を利用しようとする者が条例第十六条の規定により利用料金を納付した場合、利用券を交付しなければならない。
2 （略）	2 （略）

附 則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。
令和二年六月三十日

三重県病院事業庁長 加 藤 和 浩

三重県病院事業庁管理規程第九号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2(第6条関係)					別表第2(第6条関係)				
区 分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額(円)	区 分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額(円)
1 初診(他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。)	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1回につき	5,000	1 非紹介患者の初診	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1回につき	1,000
	ロ その他の場合	三重県立志摩病院	1回につき	5,500		ロ その他の場合	三重県立志摩病院	1回につき	1,100
2 再診(当該病院が他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。)	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1回につき	2,500					
	ロ その他の場合	三重県立志摩病院	1回につき	2,750					
3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この管理規程は、令和二年十月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>